

事例別の対応状況

(平成19年4月～平成21年3月に申出があった事例)

市がジェンダー学・女性学の研究を奨励しないことを求める市議会への請願およびその採択について

申出の趣旨

請願者の代表である 〇〇氏は、ジェンダー学・女性学を歪曲して理解し、あるいは不正確な記述をし、市がこれを奨励しないことを求める請願を市議会に対して行うことにより、当該領域に関連する研究を行っている者の名誉感情を著しく傷つけた。

参考人として市議会市民福祉委員会に招致された 〇〇氏は、ジェンダー学・女性学について著しく事実を逸脱した説明を行い、当該領域に関連する研究を行っている者の名誉感情を著しく傷つけた。

市議会は、ジェンダー学・女性学の領域で活動している人々の証言を聴取することなく、この請願を採択したことによって、ジェンダー学・女性学にかかわる研究を行う者の学問の自由を不当に侵害し、誤った情報を市民に流布し、当該領域に関連する研究を行っている者の信用と名誉等を著しく侵害した。

ジェンダー学・女性学にかかわる研究を行っている者には、女性が多いので、これらは、間接差別である。

申出者は、この領域を研究する女性であるので、愛媛県男女共同参画推進条例第25条第1項第2号に規定する「性別による差別的な取扱いその他男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害」にあたるので、謝罪と訂正、採択の取消しについて、助言、是正の要望等を行うよう申し出る。

検討結果等

女性学やジェンダー研究を専門とする研究者の立場から、昨年 〇〇月の 〇〇市議会への請願及びその採択に対する申し出を頂いたことは、専門家による問題提起として重く受け止めています。

一般に、女性学は、学際的な研究であって、多様な学問領域にまたがるとともに、その研究の方向性も一義的でなく、これを総じて論じることは出来ないものと認識しています。

また、申し出の請願採択については、その請願の中に、わが国における男女共同参画社会づくりの根底とも言うべき男女共同参画社会基本法を否定するととれる表現が含まれていることから、推進委員は、これを一様に危惧しています。

しかしながら、地方公共団体の議会は、議会制民主主義と地方自治の理念の下、広範な自治・裁量権を持つこと、また、請願は憲法に保障された国民の権利であることから、愛媛県男女共同参画推進条例施行規則第5条第1項第4号において、推進委員は、議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項については、これを調査することが出来ない旨定められています。

このため、本件申出の事案は、調査しないこととしました。